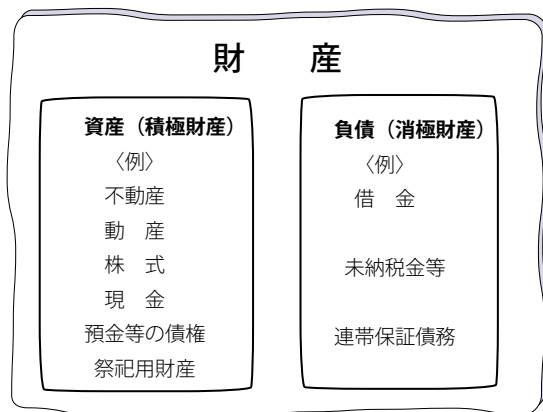


第一部 相続の意味と遺産分割の順序

一 相続の意味は財産相続

- 1, 相続とは、財産相続のことです。
- 2, 財産には、次のような、資産（積極財産）と負債（消極財産）があります。



なお、次の財産は、相続財産ではありません。

- ・ 生命保険金……受取人として指定された人の固有の財産です。
- ・ 退職慰労金……会社などの規則に受給者と定められた人の固有の財産です。
- ・ 香典……葬儀主催者に支払われた財産です。
- ・ 相続財産から生じた法定果実（例えば、賃貸マンションの家賃）……遺言があれば遺言で定められた人のもの、そうでない場合は、相続人が法定相続分の割合で取得します。

（注：生命保険金と退職慰労金は、民法上は相続財産ではないのですが、課税の必要性から、相続税法上は、一定の控除額を控除した後の金額を、相続財産とみなすことになっています（これを相続税法上の「みなし遺産」といいます）。

- 3, 相続をする場合、遺言による相続分の指定が優先され、遺言がない場合は、法律で定めた割合による法定相続になります。遺言による相続については第三部で解説します。
- 4, 法定相続の場合、相続人全員が相続（これを「共同相続」と言います）する資産（不動産、動産、株式、預貯金等の債権、現金等）と、祭祀の承継者が承継する祭祀財産があります。

資 産	相続の態様
不動産 動 産 株 式 預 金 現 金	全部が 共同相続
祭祀用財産	祭祀を主宰すべき者が承継

- 5, 共同相続をする資産でも、遺産分割協議を要する資産とそうでない資産があります。例えば、銀行預金は、遺産分割を必要としない共同相続財産です。

資 産	遺産分割協議
不動産 動 産 株 式 現 金 など	要
預金等の債権	不 要 (各相続人が法定相続分の割合で相続する)

- 6, 負債（消極財産）は、共同相続をしますが、その割合は、常に、法定相続分です。共同相続人間で、これと異なる合意をした場合は、相続人間でのみ有効で、債権者には対抗できません。

知って得する 法律豆知識

法定相続分と法定相続人

民法には「法定相続分」という言葉も「法定相続人」という言葉も使われていません。民法では、単に「相続分」「相続人」という言葉が使われているだけです。

法定相続分という言葉は、法律で定められた相続分の意味の言葉です。相続分には、法定相続分の他に、遺言によって定められた「指定相続分」や遺産分割協議で持ち戻し財産や寄与分を計算して算出する「具体的相続分」がありますので、法定相続分という言葉は、その違いを明らかにするために必要な言葉で、常に使われる言葉です。

一方、法定相続人という言葉ですが、相続人は法律で定められた者以外にいませんので、わざわざ法定相続人という言葉を使う必要はなく、相続人という言葉だけで十分で、通常は、法定相続人という言い方よりも相続人という言い方のほうが多いのですが、しかし、法定相続人という言葉は、時に判決書の中にも見られることがあり、実際にも多くの人が使っている言葉です。

相続分に似たものとして、「遺留分」という言葉があります。遺留分も法律で定められていますので、「法定遺留分」と言っても良いのですが、遺留分は法律で定められたもの以外にありませんので、わざわざ法定遺留分という言い方はしません。

相続人に関してだけ、法定相続人という用語が使われるのは「法定相続分」という言葉が使われることからの連想によるものと思われる。

二 法定相続における遺産分割の考え方

- 1, 人が亡くなりますと、その人を被相続人として、相続が開始します。
- 2, 相続人が1人の場合は、その人が被相続人の財産全部を相続します（民法 887 条 1 項）ので、遺産分割の必要はありません。相続人が複数いる場合（この複数の人を「共同相続人」といいます）でも、全員または1人以外の人が相続放棄をすれば、相続人はゼロか1名になりますので、この場合も遺産分割の必要はありません。
- 3, 相続人が複数いる場合は、共同相続人間で遺産分割の必要が生じます。そこで、次に、遺産分割の考え方と順序を【検討事例】によって説明します。

4, 遺産分割の順序

(1) 相続人を確定します。

① 第1順位の相続人は誰か？

子です。ただし、子が相続開始の時に死亡している場合や相続の欠格事由がある場合、あるいは廃除（推定相続人をその地位から除外すること）によって相続権を失っている場合は、その子の子が相続人になります（これを「代襲相続」といいます。ただし、子の子が被相続人の直系卑属でない場合、代襲相続人にはなれません。民法 887 条 2 項）。

なお、胎児も子として相続人になりますが、死産の場合は相続人にはなりません（民法 886 条）。

② 第2順位の相続人は誰か？

第1順位の子または代襲相続人がいない場合は、被相続人の直系尊属（父母や祖父母のことです）が相続人になります。ただし、父母と祖

父母の両方が健在な場合は、父母が第2順位の相続人になります。民法889条1項1号では「親等の異なる者の間では、その近い者を先にする」とされているからです。

③ 第3順位の相続人は誰か？

第1順位の相続人も第2順位の相続人もいない場合は、被相続人の兄弟姉妹が第3順位の相続人になります（民法889条1項2号）。

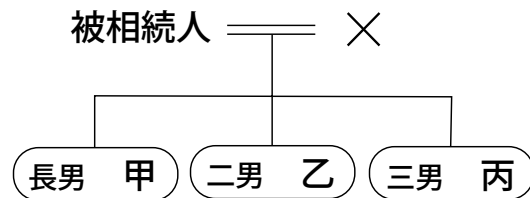
相続開始の際、兄弟姉妹で死亡している者や、欠格事由がある場合や廃除されている者がいるときは、その子が代襲相続人になります（無論その子は兄弟姉妹の直系卑属でなければならないことは、子の代襲相続人の場合と同じです。民法889条2項）。

④ 配偶者は何番目か？

配偶者は常に相続人ですので、順位は1番といっても良いのですが、子がいない場合は第2以下の順位の相続人と共同相続しますので、単純に第1順位とも言えず、その意味で、特別の地位にある相続人です。

【検討事例】

父が亡くなりました。そのとき、妻はすでに亡くなっており、長男甲、二男乙、三男丙の3人の子がいるだけでしたので、相続人は、甲、乙、丙の3名です。



(2) 相続分を確定します。

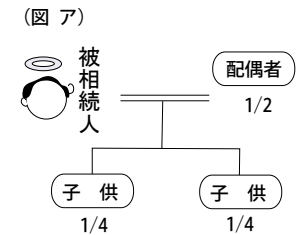
① 相続分とは何か？

相続分とは、被相続人の財産を取得する割合ですが、これには、遺言で定められた相続分（これを「指定相続分」といいます）と、指定相続分がない場合に適用になる、法律が定めた相続分（これを「法定相続分」といいます）があります。

② 法定相続分はいくらか？

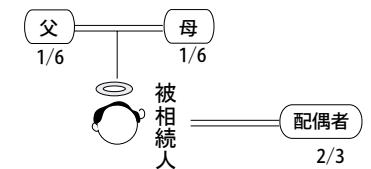
- i) 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分は2分の1、配偶者の相続分も2分の1（民法900条1号）。

(図ア)



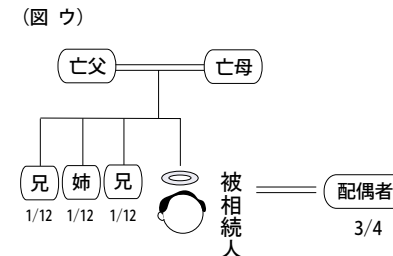
- ii) 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は3分の2、直系尊属の相続分は3分の1（民法900条2号）。

(図イ)



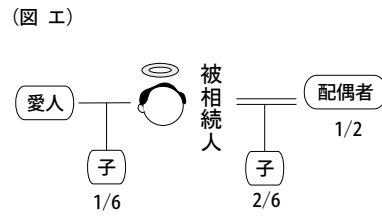
- iii) 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は4分の3、兄弟姉妹の相続分は4分の1です（民法900条3号）。

(図ウ)



③ 同一順位者の相続分は平等か？

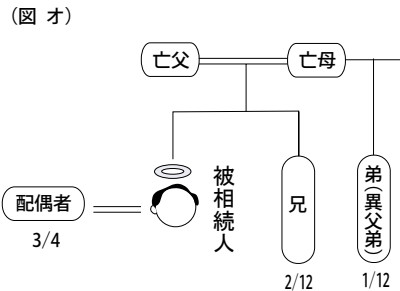
子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等的なものとしてされています。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とされ、



(図エ)

父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とされています(民法900条4号)。

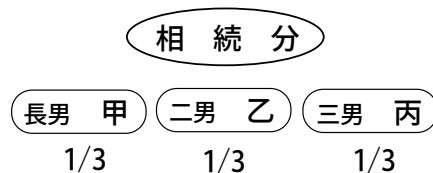
(図オ)



(図オ)

【検討事例】

父は遺言を残しませんでしたので、長男甲の相続分は1/3、二男乙の相続分は1/3、三男丙の相続分は1/3です。



(3) 分割の対象となる財産を確定する。

遺産分割の対象になるものは、被相続人死亡時の遺産のうち、祭祀財産を除外した財産Aです。

【検討事例】

財産Aは評価額1億円ありました。

Ⓐ

$$\text{財産} = \text{遺産} - \text{祭祀財産}$$

(4) 持ち戻し財産を加える。

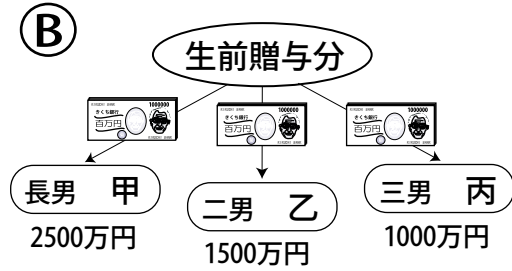
相続人の中で、被相続人から生前特別の贈与を受けた人がいる場合、これを無視して、被相続人が死亡時に残した遺産Aのみを法定相続分で分けたのでは、相続人間で不公平な結果になります。そこで、このような贈与財産Bを、計算上、遺産に加えます(民法903条)。これを「持ち戻し」といい、持ち戻される財産を「持ち戻し財産」と言います。

参照条文

民法903条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者がいるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前3条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

【検討事例】

甲は、被相続人より生前 2500 万円、乙は 1500 万円、丙は 1000 万円の贈与を受けていましたので、遺産分割協議に当たり、これを計算上持ち戻します。



遺産 1 億円 + 2500 万円 + 1500 万円 + 1000 万円 = 1 億 5000 万円が相続財産

(5) 寄与分を控除する。

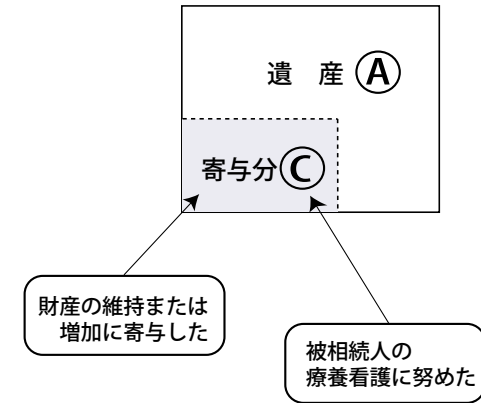
相続人の中で、被相続人の財産の維持または増加に特別に寄与した者がいるとき、あるいは、被相続人の療養看護に努めた人がいるときは、その人の寄与分 C を認めてあげなければなりません（民法 904 条の 2）ので、それを決めて、遺産 A から除外します。

参照条文

民法 904 条の 2 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者がいるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第 900 条から第 902 条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

【検討事例】

甲に寄与分 3000 万円が認められました。



(6) 具体的な相続分を計算するための財産を確定する。

遺産分割の対象となる財産 A に、相続人が生前受けていた贈与財産 B を加え、相続人に寄与分が認められるときはその寄与分 C を控除する、つまり $A + B - C = D$ が金額で算出されます。その金額が、各相続人の具体的な相続分を算出するための基礎となる「相続財産」（民法 903 条、904 条の 2）とみなされるのです。

【検討事例】

遺産 A が 1 億円、生前贈与分 B が甲乙丙 3 人合計で 5000 万円、寄与分 C が 3000 万円ですので、 $A + B - C$ で計算される「相続財産」D は 1 億 2000 万円になります。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{遺産 A} & + & \text{生前贈与分 B} & - & \text{寄与分 C} & = & \text{相続財産 D} \\
 1\text{億円} & & 5000\text{万円} & & 3000\text{万円} & & 1\text{億}2000\text{万円}
 \end{array}$$

第二部 相続財産

一 祭祀の承継者

死者やその先祖のまつりごとをすることを祭祀と言いますが、祭祀の承継者は、亡くなった人が事前に指定していた場合はその人、指定した人がいない場合はその地域の慣習に従って決めることになっていますが、慣習がない場合は家庭裁判所が決めることとなります（民法 897 条）。

参照条文

民法 897 条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継する。

2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

家庭裁判所は、亡くなった人が生前誰を頼りにしていたか、死後誰に祭ってもらいたいと願っていたかを推認してその人を祭祀の承継者とする傾向がありますが、祭祀の承継者は原則として 1 名です。

しかし、特別の事情があれば、祭祀財産と言われる、家系図、位牌、仏壇、墓石や墓碑、墳墓の敷地である墓地の所有権または使用権等を分けて、複数の人に帰属させる場合もありますし、後妻と先妻の長男を祭祀の承継者として指定する場合があります。東京高裁平成 6 年 8 月 19 日決定は、先妻の子と後妻が争った事案で、祭祀用財産を二つに分け、先妻の子と後妻をそれぞれ祭祀の承継者としました。

なお、墓地については、登記簿上の地目がその全体につき墓地となっていたとしても、広い土地の一部に墓石が建っていて、他の部分は空き地となっているような場合は、墓石を祭るに必要な範囲以外の部分は墳

(7) 各相続人の取得する具体的な相続分を計算する。

相続人ごとに、「相続財産」Dに相続分を乗じて得られた金額を算出し、生前贈与を受けている人はその分を控除し、寄与分のある人はそれを加えて、具体的な相続分を出します。

【検討事例】

甲、乙、丙の相続分は、遺言がないので法定相続分になります。それは各 1/3 なので、Dの「相続財産」1 億 2000 万円の 3 分の 1 である 4000 万円分をそれぞれ取得しますが、各相続人の取得分 4000 万円のうち生前贈与分は既にもらった分ですので、これを除いた金額が、遺産分割により新たにもらえる財産になります。また、甲は寄与分 3000 万円が別に認められていますので、甲の取得分にこれを加えます。

その結果、【現実の相続財産（遺産）1 億円の遺産】は、

甲が、 $4000 - 2500 + 3000 = 4500$ 万円

乙が、 $4000 - 1500 = 2500$ 万円

丙が、 $4000 - 1000 = 3000$ 万円

取得することになります。この計算で得られた取得分を「具体的な相続分」といいます。

これらの相続人が取得する具体的な相続分の合計は 1 億円ですから、被相続人が死亡時に遺した資産 1 億円と一致します。

(8) 財産の割り付け

以上により各相続人の具体的な相続分が決まりました。すなわち、甲が 4500 万円、乙が 2500 万円、丙が 3000 万円です。しかしながら、これは具体的な相続分を金額で表わしただけで、現実の遺産は、必ずしもすべてが現金というわけではありません。

そこで、次に、この評価額に合うように、遺産を、誰がどのように取得するかを割り付けていく必要があります。以上で、遺産分割が完結します。